

I 令和7年度就学援助制度の実施について																																			
1. 就学援助制度の周知方法																																			
都道府県	市区町村名	(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)										(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)						(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)						(8) (7) のカの内容			
		ア. 教育委員会のウェブサイトや広報誌等に制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を掲載	ウ. 就学案内の書類又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒へ家庭内を送付	コ. その他	(2) (1) のコの内容	ア. 申請締切を定め、申請期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、随時申請の受付は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期初めから援助	オ. その他	(4) (3) のオの内容・補足事項	ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. 就学援助システムを使って提出	ク. その他	(6) (5) のクの内容	ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年度所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載		オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
28	28	21	6	8	7	9	15	23	1	2	5	5	0	3	22	1	2	2	14	8	8	0	0	0	0	2	2	13	0	9	10	2	10	10	
山梨県	甲府市	○	○	○			○	○		○				○						○							○		○					甲府市公式LINE・Facebook・Twitterにて配信	
山梨県	富士吉田市	○			○			○						○					○										○		○			新小学校1年生及び新中学校1年生については、各家庭へ教育委員会より書類を郵送。在校生については、就学援助の該当有無にかかわらず、全児童生徒を経由して書類を渡し、制度を周知している。	
山梨県	都留市	○	○		○	○		○						○					○	○									○					就学時健診や入学説明会等で複数回周知を行っている。	
山梨県	山梨市	○	○	○			○	○						○							○						○		○						
山梨県	大月市	○			○			○						○					○								○								
山梨県	韮崎市	○		○				○						○					○	○											○				
山梨県	南アルプス市	○			○		○	○						○					○												○	○			
山梨県	北杜市	○		○			○	○						○					○								○								
山梨県	甲斐市	○	○		○		○	○						○					○								○								
山梨県	笛吹市	○		○			○	○						○					○								○			○					
山梨県	上野原市	○					○	○						○						○							○			○					
山梨県	甲州市	○				○	○	○						○					○										○	○		○		全児童生徒の家庭へ紙媒体にてお知らせや申請書を配布している。	
山梨県	中央市	○			○			○						○							○						○			○	○				

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び要要保護）																																									
		令和7年7月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																									
		<小学校>（1）実施・検討状況について							<小学校>（2）（1）の力の内容	<小学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期 （複数回答している場合は最初の時期）								<小学校>（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）								<小学校>（6）（5）のこの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○食した場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（8）（1）でウと回答した場合の理由 （あてはまるもの全てに○）					<小学校>（9）（8）の工及びオの内容						
		ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行っており、現在検討していない	エ、そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度新入学学点）以前		イ、令和7年度（令和8年度新入学学点）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学学点）以降	エ、未定	ア、月以前	イ、8月	ウ、9月	エ、10月	オ、11月	カ、12月	キ、1月	ク、2月	ケ、3月	コ、4月初旬（入学式前）	ア、教育委員会のウェブサイト掲載	イ、自治体の広報誌等に案内掲載	ウ、就学案内の巻頭に記載又は就学案内の巻頭とともに配布	エ、就学時健康診断の際に案内を配布	オ、学校の入学前説明会の案内を配布	カ、市内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ、市内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）			ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ、小中学校入学生定者がいる家庭へ案内を送付	コ、その他									
28	28	17	2	6	0	2	1	1	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	14	0	7	2	9	7	4	0	0	0	2	1	1	0	2	1	1	1	2	4				
山梨県	市川三郷町	○							○										○						○						○	就学時健康診断の結果通知に同封し配布。											
山梨県	早川町			○																																○	当町は義務教育世帯に対し、町単で「義務教育費無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学支援制度は導入しておりません。						
山梨県	身延町						○	就学援助制度とは別に、本町に住所を有する児童生徒の保護者に対して、小中学校等に入学する前年度に入学支援金を支給しているため。※ただし、入学後も継続して本町に住所を有することが見込まれることを要件とする。																																			
山梨県	南部町			○																																○							
山梨県	高士川町	○							○										○		○		○																				
山梨県	昭和町	○							○										○											○													
山梨県	道志村		○								○																																
山梨県	西桂町			○																															○		○						
山梨県	忍野村			○																															○	4月末受付の為入学前の支給が困難なため							
山梨県	山中湖村			○																															○	主に対象年度の住民税の課税非課税の基準により審査を行っており、住民税の確定しない時点で判断ができないため。（認定対象世帯は、個人事業主が多いため）							
山梨県	鳴沢村		○									○																															
山梨県	富士河口湖町	○							○										○				○																				
山梨県	小菅村			○																															○								

都道府県	市区町村名																																
<中学校>（１） 実施・検討状況について		<中学校>（２）（１）の力の内容						<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期					<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由 （あてはまるものを全てに○）					<中学校>（６）（５）の工及びオの内容					
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている							ウ、入学前支給を行っている	エ、そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから		エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他			
28	28	17	1	5	0	1	4	4						17	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	14	0	2	1	1	1	1	2
山梨県	市川三郷町	○								○										○													
山梨県	早川町			○																							○						当町は義務教育世帯に対し、町単で「義務教育費無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学支援制度は導入しておりません。
山梨県	身延町						○																										
山梨県	南部町			○																			○										
山梨県	富士川町	○								○										○													
山梨県	昭和町	○								○										○													
山梨県	道志村		○																														
山梨県	西桂町			○																	○		○										
山梨県	忍野村			○																								○				4月末受付の為入学前の支給が困難なため	
山梨県	山中湖村						○																										
山梨県	鳴沢村								○																								
山梨県	富士河口湖町	○								○										○													
山梨県	小菅村			○																	○												

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																							(2) (1)でソ、タ又はナに○をした場合、生活保護基準額に掛ける係数(倍率)	(3) (1)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険料の保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者の職業安定所登録労働者	ク、PTA会費、学納費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学習用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を乗じたもの(生活保護の基準額が変動すると参照して算出しているもの) (例：生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ、生活保護の基準額に一定の係数を乗じたもの(生活保護の基準額が変動すると参照して算出しているもの) (例：生活保護の1.3倍の額(384万円)、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ、特別支援教育(学級支援)費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同一基準額に一定の係数を乗じたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	ツ、市区町村民税(所得割)又は均等割課税最低限度額の一定の係数を乗じたもの(例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(5)に記入してください。)	テ、離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト、その他	係数(倍率)	係数(倍率)						
																				倍	倍						
28	28	25	26	22	23	23	24	3	3	15	22	6	5	11	10	2	1	2	0	3	15	5	0	15	0	28	
山梨県	市川三郷町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○					○	1			失業・休業・災害・病気等その他の事情により世帯の収入が少なく、経済的に困難している場合、民生委員等の所見をもとに地教委の判断により認定する。		0	
山梨県	早川町																			○				当町は義務教育世帯に対し、町単で「義務教育費無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学支援制度は導入しておりません。		0	
山梨県	身延町	○	○	○	○	○	○				○									○				特別な経済的理由で就学困難と教育委員会が認める場合。		0	
山梨県	南部町	○	○	○		○	○				○	○								○				・国民年金法に基づく国民年金掛け金の減免世帯 ・民生委員、児童委員及び学校長が生活状態が悪いと認めた世帯		0	
山梨県	富士川町	○	○																	○				・不慮の災害、事故又は疾病によりその世帯の生計に著しい変化が生じ、生活が極めて困難と教育委員会が認める世帯にある保護者 ・要保護世帯に準ずる程度に生活が困難していると教育委員会が認める世帯にある保護者		0	
山梨県	昭和町	○	○	○	○	○	○			○	○			○												0	
山梨県	道志村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○					2					0	
山梨県	西桂町	○	○	○	○	○	○				○			○												0	
山梨県	忍野村	○	○	○	○	○	○				○									○				その他教育長が就学援助が必要と認めるとき		0	
山梨県	山中湖村	○	○	○	○	○	○				○									○				その他教育長が、就学援助が必要と認める者		0	
山梨県	鳴沢村	○	○	○	○	○	○					○														0	
山梨県	富士河口湖町	○	○		○	○	○				○															0	
山梨県	小菅村	○	○		○		○													○				・世帯更生資金による貸し付けを受けたもの ・上記以外のもので、失業・休業・災害・病気等その他の事情により世帯の収入が少なく、経済的に就学が困難であると教育委員会が認めたもの		0	

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																					4. 就学援助率					
(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																		(2) (1)で ソ、タ又は チに○をし た場合、生 活保護基準 額に掛ける 係数(倍 率)	(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍 率)	(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度				
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 健康保険 料の免除	オ、国民 健康保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者の職業 安定所登 録労働者	ク、PTA 会費、学 給費等の 学校納付 金の減免 が行われ ている者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付状態 の悪い者 、昼食、 給服等が 悪いもの 、または 学習用品 等に不自 由してい る者等 で保護者 の生活状 態がさ わめと 認められ るもの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が 多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪 いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わると 自動的に 算出され るもの) (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍等) (係 数(倍 率)を (4)に 記入し てくだ さい。)	タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わると 自動的に 算出され るもの) (例：生 活保護の 1.3倍の 額(384 万円)、 1.5倍 (455万 円)等) (係 数(倍 率)を (4)に 記入し てくだ さい。)	チ、特別 支援教育 費の必要 額測定に 用いる保 護基準額 、又は同 基準額に 一定の係 数を掛 けたもの (係数 (倍率)を (4)に 記入し てくだ さい。)	ツ、市区 町村民税 (所得割)課 税最低限 度に一定 の係数を 掛けたも の(例：課 税最低限 度の1.0 倍、1.5 倍等)(係 数(倍率) を(5)に 記入し てくだ さい。)	ト、その他								
係数(倍率)																		係数(倍率)								
倍																		倍								
(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容																										
(5) 補足事項																										
28	28	25	26	22	23	23	24	3	3	15	22	6	5	11	10	2	1	2	0	3	15	5	0	15	0	28
山梨県	内渡山村		○									○		○												0
山梨県	小淵沢市	○	○	○	○	○	○			○	○									○				その他、特別な事情がある場合(失業・病気など)は検討する。		0

都道府県	市区町村名	5. 令和7年度半要保護就学援助額																																								(2) 補足事項																					
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																																													
		(1) 費目毎の援助額																																																													
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費											卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										
		費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和7年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和7年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和7年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和7年度単 価	その他	補足事項																						
28	28	25	3	3	2	2	2	21	21	0	6	24	3	3	1	1	1	21	21	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	25	16	16	7	7	7	2	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	3	3	3	7	7	0	2	8	
山梨県	甲府市	○			○	13,900	8,236					○						○	57,060													○	○	50,837																													
山梨県	富士吉田市	○						○	11,420			○						○	60,000														○	○	26,794										○		○	12,000	10,232														
山梨県	都留市	○						○	13,270		児童1人あたり1,000円（通学用品費と半 分が学費）	○						○	40,600														○		○	50,000	32,811												○		○	12,000											
山梨県	山梨市	○	○	13,000								○						○	57,060														○	○	46,394																												
山梨県	大月市	○						○	11,630			○						○	54,060															○	○	29,448										○		○	14,000		1世代あたり												
山梨県	韮崎市	○						○	13,650			○						○	40,600			○	○	0										○	○	53,790																										児童費、修学費、学用品費等費目なし。 修学費1人1人1,400円、2～4年15,400 円、5～6年16,400円、7～9年17,400 円、10～12年18,400円、13～15年19,400 円、16～18年20,400円、19～21年21,400 円、22～24年22,400円、25～27年23,400 円、28～30年24,400円、31～33年25,400 円、34～36年26,400円、37～39年27,400 円、40～42年28,400円、43～45年29,400 円、46～48年30,400円、49～51年31,400 円、52～54年32,400円、55～57年33,400 円、58～60年34,400円、61～63年35,400 円、64～66年36,400円、67～69年37,400 円、70～72年38,400円、73～75年39,400 円、76～78年40,400円、79～81年41,400 円、82～84年42,400円、85～87年43,400 円、88～90年44,400円、91～93年45,400 円、94～96年46,400円、97～99年47,400 円、100～102年48,400円、103～105年49,400 円、106～108年50,400円、109～111年51,400 円、112～114年52,400円、115～117年53,400 円、118～120年54,400円、121～123年55,400 円、124～126年56,400円、127～129年57,400 円、130～132年58,400円、133～135年59,400 円、136～138年60,400円、139～141年61,400 円、142～144年62,400円、145～147年63,400 円、148～150年64,400円、151～153年65,400 円、154～156年66,400円、157～159年67,400 円、160～162年68,400円、163～165年69,400 円、166～168年70,400円、169～171年71,400 円、172～174年72,400円、175～177年73,400 円、178～180年74,400円、181～183年75,400 円、184～186年76,400円、187～189年77,400 円、190～192年78,400円、193～195年79,400 円、196～198年80,400円、199～201年81,400 円、202～204年82,400円、205～207年83,400 円、208～210年84,400円、211～213年85,400 円、214～216年86,400円、217～219年87,400 円、220～222年88,400円、223～225年89,400 円、226～228年90,400円、229～231年91,400 円、232～234年92,400円、235～237年93,400 円、238～240年94,400円、241～243年95,400 円、244～246年96,400円、247～249年97,400 円、250～252年98,400円、253～255年99,400 円、256～258年100,400円、259～261年101,400 円、262～264年102,400円、265～267年103,400 円、268～270年104,400円、271～273年105,400 円、274～276年106,400円、277～279年107,400 円、280～282年108,400円、283～285年109,400 円、286～288年110,400円、289～291年111,400 円、292～294年112,400円、295～297年113,400 円、298～300年114,400円、301～303年115,400 円、304～306年116,400円、307～309年117,400 円、310～312年118,400円、313～315年119,400 円、316～318年120,400円、319～321年121,400 円、322～324年122,400円、325～327年123,400 円、328～330年124,400円、331～333年125,400 円、334～336年126,400円、337～339年127,400 円、340～342年128,400円、343～345年129,400 円、346～348年130,400円、349～351年131,400 円、352～354年132,400円、355～357年133,400 円、358～360年134,400円、361～363年135,400 円、364～366年136,400円、367～369年137,400 円、370～372年138,400円、373～375年139,400 円、376～378年140,400円、379～381年141,400 円、382～384年142,400円、385～387年143,400 円、388～390年144,400円、391～393年145,400 円、394～396年146,400円、397～399年147,400 円、400～402年148,400円、403～405年149,400 円、406～408年150,400円、409～411年151,400 円、412～414年152,400円、415～417年153,400 円、418～420年154,400円、421～423年155,400 円、424～426年156,400円、427～429年157,400 円、430～432年158,400円、433～435年159,400 円、436～438年160,400円、439～441年161,400 円、442～444年162,400円、445～447年163,400 円、448～450年164,400円、451～453年165,400 円、454～456年166,400円、457～459年167,400 円、460～462年168,400円、463～465年169,400 円、466～468年170,400円、469～471年171,400 円、472～474年172,400円、475～477年173,400 円、478～480年174,400円、481～483年175,400 円、484～486年176,400円、487～489年177,400 円、490～492年178,400円、493～495年179,400 円、496～498年180,400円、499～501年181,400 円、502～504年182,400円、505～507年183,400 円、508～510年184,400円、511～513年185,400 円、514～516年186,400円、517～519年187,400 円、520～522年188,400円、523～525年189,400 円、526～528年190,400円、529～531年191,400 円、532～534年192,400円、535～537年193,400 円、538～540年194,400円、541～543年195,400 円、544～546年196,400円、547～549年197,400 円、550～552年198,400円、553～555年199,400 円、556～558年200,400円、559～561年201,400 円、562～564年202,400円、565～567年203,400 円、568～570年204,400円、571～573年205,400 円、574～576年206,400円、577～579年207,400 円、580～582年208,400円、583～585年209,400 円、586～588年210,400円、589～591年211,400 円、592～594年212,400円、595～597年213,400 円、598～600年214,400円、601～603年215,400 円、604～606年216,400円、607～609年217,400 円、610～612年218,400円、613～615年219,400 円、616～618年220,400円、619～621年221,400 円、622～624年222,400円、625～627年223,400 円、628～630年224,400円、631～633年225,400 円、634～636年226,400円、637～639年227,400 円、640～642年228,400円、643～645年229,400 円、646～648年230,400円、649～651年231,400 円、652～654年232,400円、655～657年233,400 円、658～660年234,400円、661～663年235,400 円、664～666年236,400円、667～669年237,400 円、670～672年238,400円、673～675年239,400 円、676～678年240,400円、679～681年241,400 円、682～684年242,400円、685～687年243,400 円、688～690年244,400円、691～693年245,400 円、694～696年246,400円、697～699年247,400 円、700～702年248,400円、703～705年249,400 円、706～708年250,400円、709～711年251,400 円、712～714年252,400円、715～717年253,400 円、718～720年254,400円、721～723年255,400 円、724～726年256,400円、727～729年257,400 円、730～732年258,400円、733～735年259,400 円、736～738年260,400円、739～741年261,400 円、742～744年262,400円、745～747年263,400 円、748～750年264,400円、751～753年265,400 円、754～756年266,400円、757～759年267,400 円、760～762年268,400円、763～765年269,400 円、766～768年270,400円、769～771年271,400 円、772～774年272,400円、775～777年273,400 円、778～780年274,400円、781～783年275,400 円、784～786年276,400円、787～789年277,400 円、790～792年278,400円、793～795年279,400 円、796～798年280,400円、799～801年281,400 円、802～804年282,400円、805～807年283,400 円、808～810年284,400円、811～813年285,400 円、814～816年286,400円、817～819年287,400 円、820～822年288,400円、823～825年289,400 円、826～828年290,400円、829～831年291,400 円、832～834年292,400円、835～837年293,400 円、838～840年294,400円、841～843年295,400 円、844～846年296,400円、847～849年297,400 円、850～852年298,400円、853～855年299,400 円、856～858年300,400円、859～861年301,400 円、862～864年302,400円、865～867年303,400 円、868～870年304,400円、871～873年305,400 円、874～876年306,400円、877～879年307,400 円、880～882年308,400円、883～885年309,400 円、886～888年310,400円、889～891年311,400 円、892～894年312,400円、895～897年313,400 円、898～900年314,400円、901～903年315,400 円、904～906年316,400円、907～909年317,400 円、910～912年318,400円、913～915年319,400 円、916～918年320,400円、919～921年321,400 円、922～924年322,400円、925～927年323,400 円、928～930年324,400円、931～933年325,400 円、934～936年326,400円、937～939年327,400 円、940～942年328,400円、943～945年329,400 円、946～948年330,400円、949～951年331,400 円、952～954年332,400円、955～957年333,400 円、958～960年334,400円、961～963年335,400 円、964～966年336,400円、967～969年337,400 円、970～972年338,400円、973～975年339,400 円、976～978年340,400円、979～981年341,400 円、982～984年342,400円、985～987年343,400 円、988～990年344,400円、991～993年345,400 円、994～996年346,400円、997～999年347,400 円、1000～1002年348,400円、1003～1005年349,400 円、1006～1008年350,400円、1009～1011年351,400 円、1012～1014年352,400円、1015～1017年353,400 円、1018～1020年354,400円、1021～1023年355,400 円、1024～1026年356,400円、1027～1029年357,400 円、1030～1032年358,400円、1033～1035年359,400 円、1036～1038年360,400円、1039～1041年361,400 円、1	

[illegible]

[illegible]

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
28	28	0
山梨県	甲府市	
山梨県	富士吉田市	
山梨県	都留市	
山梨県	山梨市	
山梨県	大月市	
山梨県	韮崎市	
山梨県	奥平市	
山梨県	北杜市	
山梨県	甲斐市	
山梨県	笛吹市	
山梨県	上野原市	
山梨県	甲州市	
山梨県	中央市	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
28	28	0
山梨県	市川三郷町	
山梨県	早川町	
山梨県	身延町	
山梨県	南部町	
山梨県	富士川町	
山梨県	昭和町	
山梨県	道志村	
山梨県	西桂町	
山梨県	忍野村	
山梨県	山中湖村	
山梨県	鳴沢村	
山梨県	富士河口湖町	
山梨県	小菅村	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
28	28	0
山梨県	丹波山村	
山梨県	山梨県	